

臓器移植法改正案(A案)に対する修正案のポイント

[本則事項]

「脳死を一律に人の死」とする考え方を前提とはしません。

A案は、「脳死を一律に人の死」とする考え方を前提としていますが、現時点において、そのような考え方が国民的な合意になっているとは言えません。

修正案は、「脳死を一律に人の死」とする考え方を前提とする定義の改正(文言の削除)は行わず、脳死の概念に関する規定は現行通りとします。

[附則事項]

① 虐待を受けた児童の判定のための検討を直ちに開始。

A案では、被虐待児の確認方策の検討は、公布の1年後から開始されますが、児童の臓器提供が可能となつてからの検討開始では遅すぎます。方策の検討を直ちに開始し、対策が施行までに間に合うようにするための修正が不可欠です。

② 児童の脳死判定には成人と異なる特性に十分配慮が必要。

A案には、児童の脳死判定についての規定が何もありません。児童の脳死判定には成人と異なる特性に十分配慮した基準を定めるための修正が不可欠です。

③ 児童の思いを尊重する家族の心情、みとりの時間に配慮を。

A案には、臓器移植の際の家族の心情に配慮した運用の規定がありません。児童の思いを尊重する家族、故人を思う遺族の心情に配慮する修正が必要です。

④ 遺族に対する精神的ケア、支援について検討し対処を。

A案には、臓器提供に応じた遺族の事後の苦悩に対する精神的ケアや支援についての規定がありません。それらを検討し、対処するための修正が必要です。

⑤ 臓器移植の適正な実施を確認し、透明性を確保する検証を。

脳死判定、臓器摘出の適正性などに関する事後の検証を法律上明記します。

⑥ 施行後3年をメドに法律の全般についての見直しを。

臓器移植の実施状況、医学・医療技術の進歩、国民意識の推移、改正法の定着度合などを踏まえた法律の見直しを3年後を目途に行うことを規定します。